平成２６年（フ）第１４０号
さいたま市南区太田窪４丁目４番15号　ヴェルレーヌ浦和102号
破産者　木村　善吉
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５５号
滋賀県長浜市朝日町25番３号
破産者　村井　正光
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第９２０号
神戸市長田区大橋町５丁目２番１―1101号
破産者　神田　　保
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７２号
広島市南区宇品西３丁目６番７―102号　Ｂ棟
破産者　奥迫　直之
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５０号
広島市安芸区船越南１丁目２番10―202号
破産者　江口　元就
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５２号
広島市南区東雲２丁目２番14―207号
破産者　段田　雅俊
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３６号
香川県観音寺市新田町2269番地
破産者　小林　和彦
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第７１号
佐賀県唐津市北波多岸山571番地３
破産者　松本　健洋
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第１２０号
熊本県宇土市住吉町2236番地３、前住所熊本県宇城市小川町北新田1100番地１　ピュアハイツ・結Ａ102
破産者　吉本　祐樹
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４１号
熊本市中央区新大江１丁目４番２号　県営住宅１―37
破産者　坂本　　正
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８号
熊本県山鹿市鹿北町多久1276番地７
破産者　中島由加利
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第５０５号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目18番30号　スカイハイツ102号
破産者　栗島　麻里
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第８号
鹿児島県鹿児島市小松原２丁目15番22―611号
破産者　山辺　尚紀
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第５８号
鹿児島県鹿児島市小野１丁目６番17号
破産者　山田　順一
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１０９号
鹿児島県薩摩川内市百次町1985番地13、前住所鹿児島県薩摩川内市御陵下町28番22号
破産者　津曲　　梢
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
宮城県柴田郡柴田町船岡西２丁目16番21号クラッシィハウス202号、破産手続開始決定時の住所宮城県柴田郡柴田町船岡西２丁目16―21　クラッシュハウス船岡202
破産者　原　　正春（旧姓新田）
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第５号
宮城県柴田郡柴田町西船迫３丁目10番地６コーポきいちご103号
破産者　佐藤　孝宜
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第１４号
長野県上伊那郡辰野町大字平出1573番地２コスモパレス１―Ｄ
破産者　青木　正則
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部